

特集《震災復興支援プロジェクト》

復興プロジェクトにおける特許活用支援について

—特許活用チームの活動—

復興プロジェクト本部実行委員会 特許活用チーム

要 約

東日本大震災に対する日本弁理士会の復興支援活動（復興プロジェクト）のうち、平成 25 年～平成 26 年の 2 年間で実施した特許活用の支援活動について紹介する。

目次

1. 特許活用支援とは
2. 特許活用支援の概要
3. 特許活用支援の具体的内容
4. 具体的な支援プロセス
5. 今後に向けて

1. 特許活用支援とは

日本弁理士会の復興プロジェクトにおける復興支援活動として、復興プロジェクト本部実行委員会では、平成 25 年度～平成 26 年度にかけて特許活用支援を実施した。

復興プロジェクトにおける特許活用支援とは、特許出願等復興支援制度の援助を受けた被災地の中小企業の特許出願のうち、特許されたものを対象として、主に特許発明の商品化支援や事業化支援等を通じて、特許発明の活用を支援することを目的としている。

復興プロジェクト本部実行委員会では、平成 25 年度に特許活用チームを発足させ、特許活用支援を実施するための活動を開始した。

2. 特許活用支援の概要

(1) 支援対象企業の選定

特許活用チームは、2 社に対して特許活用支援を実施した（平成 25 年度：1 社、平成 26 年度：1 社）。

支援対象企業を選定するに当たり、平成 25 年度は、特許出願等復興支援制度の援助を受けた特許出願のうち、平成 25 年 4 月までに特許された 2 件の出願内容を精査した上で、事業化に関する企業の意思確認を行い、復興支援の必要性や特許の実施可能性等の観点から 1 件の特許を支援対象として選定した。

平成 26 年度は、平成 25 年 2 月現在、特許出願等復

興支援制度の援助を受け登録となった特許 12 件の出願内容及び特許出願等復興支援申請書の実施計画書等を精査し、復興支援の必要性や特許の実施可能性等の観点から 4 件に絞った上、この 4 件の特許の保有企業のホームページ等の公開資料を分析しながら、支援対象案件の優先順位を検討し、最終的にそのうちの 1 社を支援対象企業として選定した。

(2) 平成 25 年度の特許活用支援の概要

特許活用チームでは、平成 25 年度の支援対象企業に対しては、特許発明の商品化や事業化を進めるための事業計画書やロードマップの作成支援を実施した。

支援対象企業は特許やアイデアはあるものの商品化や事業化に向けた製造設備、販売チャネルは保有していない。地元の商工会議所を通じて事業パートナーを紹介されているが、試作品もないため話がスムーズに進んでいない、という状況であった。特許発明の商品化や事業化を進めていくためには、パートナー企業の探索やマッチングは必要であるが、具体的な進め方の認識が不足していることがこの企業の課題であると考えた。

そこで、特許活用チームでは、新規事業に関する支援対象企業の経営者の熱い想いを第三者へ伝えるための資料が必要であることをアドバイスし、事業計画書の作成支援を行うことにした。具体的には、会社概要、事業コンセプト、事業ビジョン、市場規模、商品戦略、事業の将来性、スケジュール、数値計画等から構成する事業計画書を作成する。経営者の頭の中にある考えを整理し見える形にすることで、特許発明の商品化や事業化に関するロードマップとなり、将来の事業パートナーの探索にも活用できるようになる。な

お、平成 25 年度の特許活用支援で作成した事業計画書については後述する。

この支援対象企業に対しては、平成 26 年度も引き続き特許活用支援を実施した。具体的には、平成 25 年度に作成した事業計画に基づき、試作品を作成するための助成金申請の支援を行った。特許活用チームでは、支援対象企業が活用できる助成金を調査、分析し、試作品制作に活用できる助成金を提案し、申請書の作成支援を行った。

(3) 平成 26 年度の特許活用支援の概要

特許活用チームは、平成 26 年度の支援対象企業に対しては、ブランド保護、模倣品対策、特許権の有効活用に関する支援を実施した。

この支援対象企業の場合は、取得した特許は既に実施されており、ヒヤリングを通じて模倣品に悩まされていることが判明した。支援対象企業は自社商品名に関して商標権を多数取得しており、模倣品を発見する毎に対応をしている状況であった。

そこで、特許活用チームでは、支援対象企業の主力商品の模倣品等の存在をインターネットで調査した上で、模倣品に関する現状分析と商標登録、ブランド保護、模倣品監視、警告等の対応のプロセスを示す等して模倣品対策の手法を提案した。

その一方で、取得した特許の実施品に関して、実施品に関する課題を抽出し、その解決策の提案を行った。特許等の知的財産権の重要性を企業の内外に積極的に周知すべきことをアドバイスした。製造現場に対しては、特許製品の重要性を説明すべきこと、商品には特許権を取得済であることの明記を徹底すべきことに関して提案を行った。

3. 特許活用支援の具体的内容

特許活用チームの支援活動のうち、平成 25 年度に実施した事業計画作成の支援内容について紹介する。

(1) 支援対象企業

平成 25 年度の特許活用支援の対象企業は、有限会社アドバンス企画（福島県郡山市、代表者：関きえ子）である。同社は、東日本大震災の復興の一助となるべく、新しい事業を立ち上げる準備をしている。具体的には、窪みの奥行きを十分確保できない取り付け面においても装着が可能で、作業性にも優れた「埋め

込み式の電源コンセント」を発明し、この電源コンセントの事業化を目指している。

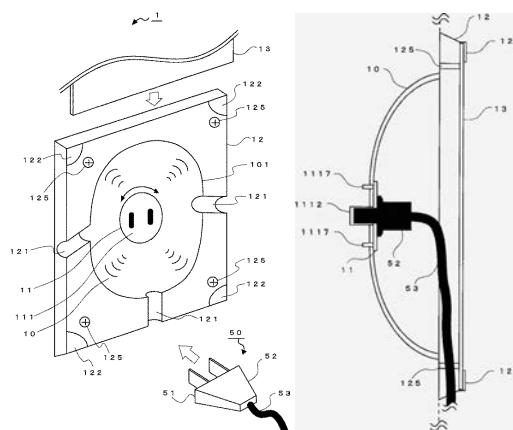
(2) 保有特許の概要

支援対象企業が発明した「埋め込み式電源のコンセント」については、東日本大震災の被災者を対象とする日本弁理士会の「特許出願等復興支援制度」の支援を受け、平成 24 年 9 月 13 日に特許出願し、平成 25 年 1 月 18 日に登録されたものである（登録第 5180401 号、早期審査対象出願）。

日本弁理士会よりプレスリリースした特許発明の概要は次のとおりである。

本電源コンセントには、窪みと、壁と平行に延びる取付枠とがある。窪みは、底部に向かう面が曲面状であり、底部には差込プラグ用のプラグ受けが設けられている。また、取付枠には差込プラグのコードを収容する溝があり、当該溝は垂直・左右斜めとなる方向に伸びている。

これにより、差込プラグが窪み部に収容されるので、壁から電源コードが突出することを防止できる。また、窪み部の底部に向かう面が曲面状であるので、装飾的にも優れている。さらに、カビ等が付着しても容易に清掃することができる。加えて、溝の内壁に遮られて、ゴミや塵が窪み部に進入しにくい、という特徴がある。



(3) 特許請求の範囲

支援対象企業の特許権に係る特許請求の範囲は次のとおりである。

【請求項 1】

壁面に装着される埋め込み式の電源コンセントであって、開口端を有する有底の窪み部と、

この窪み部の開口端から外方へ前記壁面と平行に延びる取付枠とを備え、

前記窪み部は、開口端から底部に向かう面のうちゴミ又は埃が蓄積する部分が凹曲面状に成形されており、前記底部には、電源コードの差込プラグを差し込むためのプラグ受け部が変位自在に設けられており、前記取付枠には、それぞれ前記差込プラグを、前記壁面への装着時に当該差込プラグから延設されるコード部を収容可能な複数の鉛直下方及びその左右斜め下方となる方向に直線的に延びる溝と、これらの溝及び前記窪み部の開口端を開閉自在に蓋するカバーをネジ止め固定することなく係合させる係合機構とが形成されている、

埋め込み式の電源コンセント。

【請求項 2】

前記プラグ受け部は、前記窪み部の底部又はその背面側の所定部位に設けられた軸を中心に、前記差込プラグが差し込まれるプラグ差込口を回動させる回動機構を備えており、前記プラグ差込口へ前記差込プラグが差し込まれたときに前記回動機構により当該差込プラグ又は前記コード部の変形が最小となる位置まで自律的に回動する、

請求項 1 記載の電源コンセント。

【請求項 3】

前記差込口が、前記壁面への装着時に、鉛直下方及びその左右斜め下方を指向する、

請求項 2 記載の電源コンセント。

【請求項 4】

前記係合機構は、前記カバーの端部を把持しつつ当該カバーを前記壁面と平行に案内することで前記複数の溝及び開口端を開閉させるカバー把持部を備える、

請求項 1, 2 又は 3 記載の電源コンセント。

(4) 具体的な支援プロセス

平成 25 年度～平成 26 年度で特許活用チームが支援対象企業に対して実施した特許活用支援のプロセスを紹介する。特許活用チームでは、以下のプロセスで支援を実施した。

- ① ヒヤリング
- ② 現状分析
- ③ 課題抽出
- ④ 仮説構築
- ⑤ 事業計画書作成の提案

- ⑥ 実施品のバリエーションに関するブレインストーミング
- ⑦ アンケートの実施
- ⑧ 事業計画書作成のアドバイス
- ⑨ 今後の事業展開の打ち合わせ
- ⑩ 助成金申請の提案
- ⑪ 助成金の調査
- ⑫ 助成金申請書の作成アドバイス

(5) 事業計画書作成支援の概要

初回のヒヤリングでは、支援対象企業は、何を目標しているのか、そのために現在何をしているのか、現在抱えている悩みは何か、という 3 点を中心に話し合いを行った。その結果、支援対象企業では、今後 2 年程度での事業化を目指したいこと、そのために郡山商工会議所、郡山地区テクノポリス推進機構等の支援機関と商品化に向けた話し合いを行っているものの、商品化や事業化についてどのようにすればよいか全くわからないという悩みを抱えていることが判明した。

特許活用チームでは、初回ヒヤリングの内容を下に、電源コンセント事業や電源コンセント業界の現状分析を行い、電源コンセントの商品化に向けた課題を抽出、整理した上で、支援の方向性となる仮説を導いた。

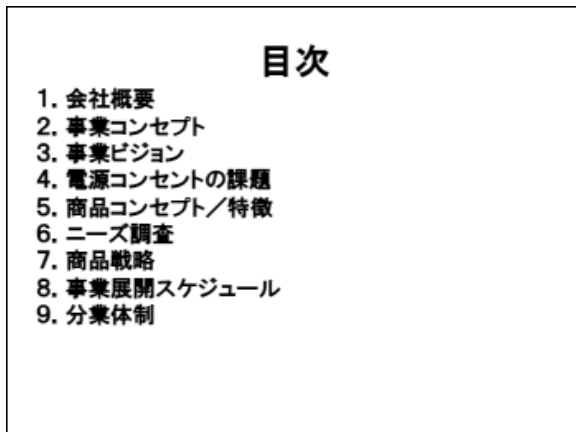
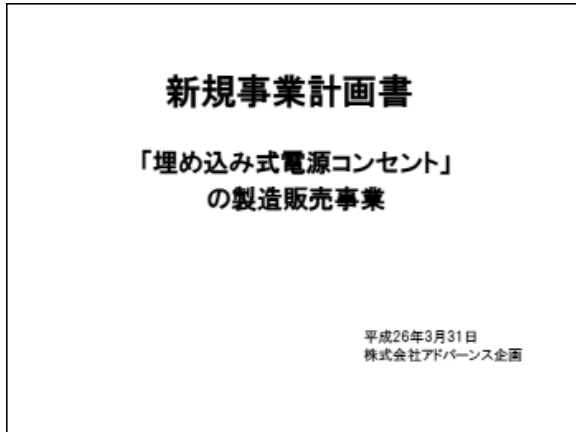
支援対象企業では、事業化に向けて何から手をつければよいかわからない状況であったため、今後 2 年間で支援対象企業が実施すべきことを整理した資料、具体的には商品化や事業化に向けた具体的な事業計画やロードマップ作成の提案を行うことを決定した。電源コンセントの事業計画やロードマップを作成することは、支援対象企業の特許発明を実施するための指針となるため、特許活用の観点からこれらを作成する意義がある。

事業計画書の内容を整理するため、ブレインストーミングの手法を用いて支援対象企業と特許活用チームの間で、具体的な商品の内容やバリエーションについて議論を重ね、事業計画書の作成に関するアドバイスをを行った。

(6) 事業計画書作成支援のポイント

今般の事業計画書作成支援は、支援対象企業が今後事業展開を行う上、地元の支援機関や商品化に向けたパートナー探しをするため利用することを想定してい

る。特許発明の商品化や事業化に向けた支援対象企業の考えを整理し、関係機関等へ説明し易くするためプレゼンテーション形式の資料とすることを提案した。電源コンセントに関する事業計画書の表紙と目次は以下のとおりである。



以下、支援対象企業の事業計画書の作成支援について、目次の項目に従って紹介する。

① 会社概要

会社概要は、支援対象企業がどのような企業であるかを明確にするため、会社名、住所、電話番号、代表取締役、設立、事業内容等の企業情報と、事業推進者の職務・業務経験等の書誌的事項を記載した。

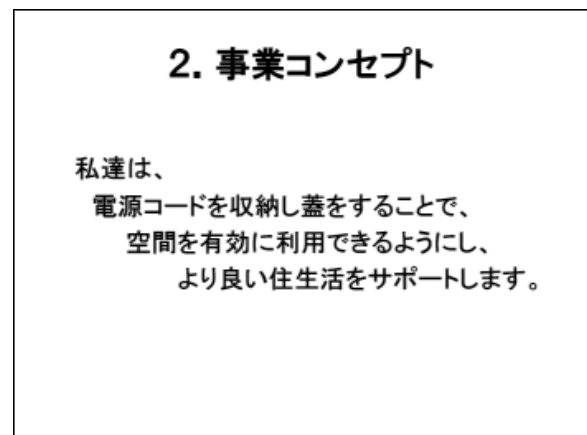
② 事業コンセプト

ヒヤリングで得た情報を基に支援対象企業の事業コンセプトを端的に表すべく、「私達は、電源コードを収納し蓋をすることで空間をより有効に利用できるようにし、よりよい住生活をサポートします。」と記載した。

1. 会社概要

| 会社概要 | |
|-------|----------------------------|
| 会社名 | 株式会社アドバンス企画 |
| 住所 | 〒963-8044 福島県郡山市備前館2丁目91番地 |
| TEL | 024-934-5289 |
| 代表取締役 | 関 きえ子 |
| 設立 | 昭和59年 |
| 事業内容 | 広告代理店、エステティックサロン運営、不動産取引 |

| 事業推進者 | |
|---------|---|
| 氏名 | 関 きえ子 |
| 職務・業務経歴 | 新聞・TV・ラジオ等の各種媒体、チラシ・パンフレット・DM等の印刷物の企画、店舗・イベント企画等の多くの新規事業を推進 |

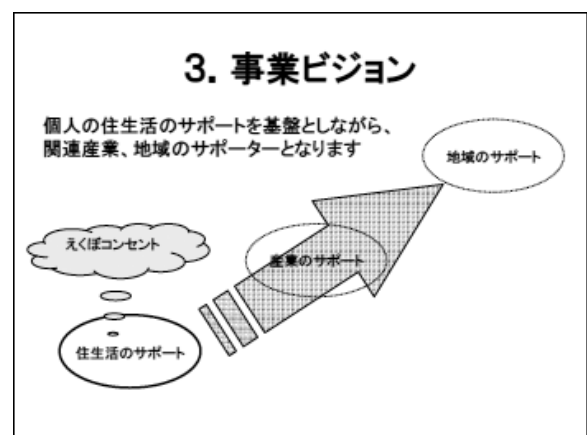


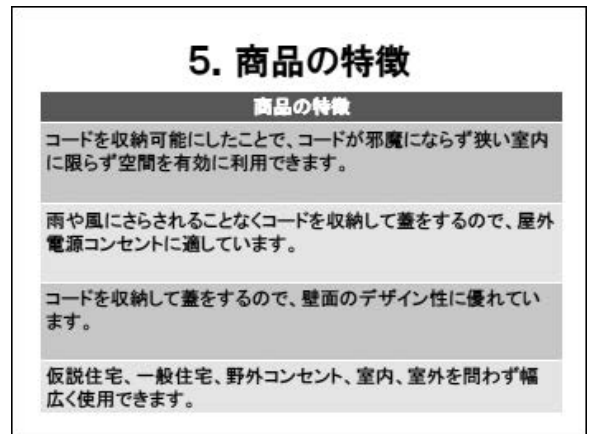
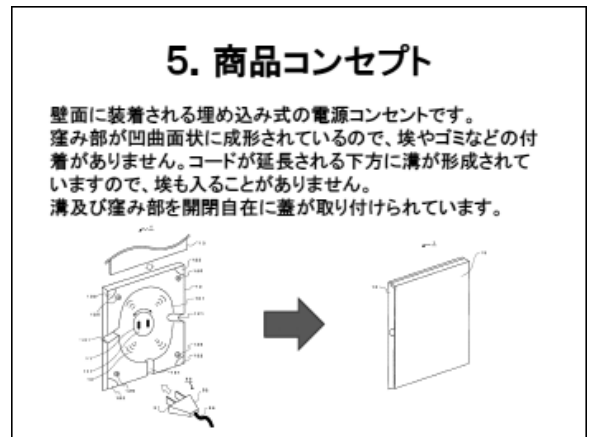
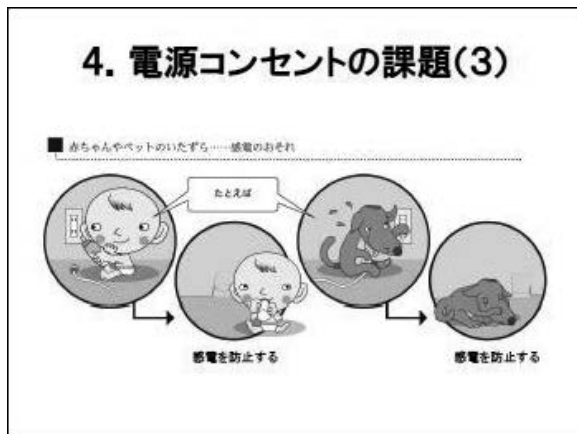
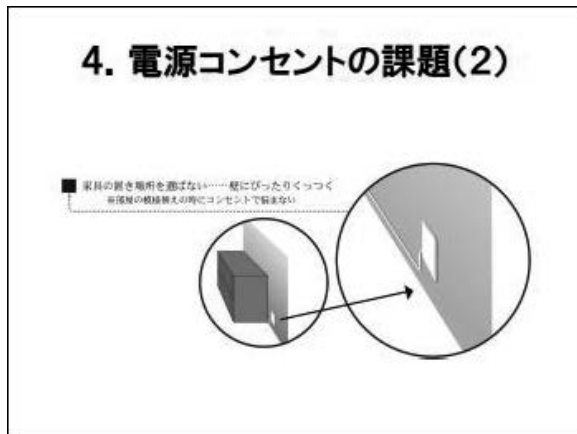
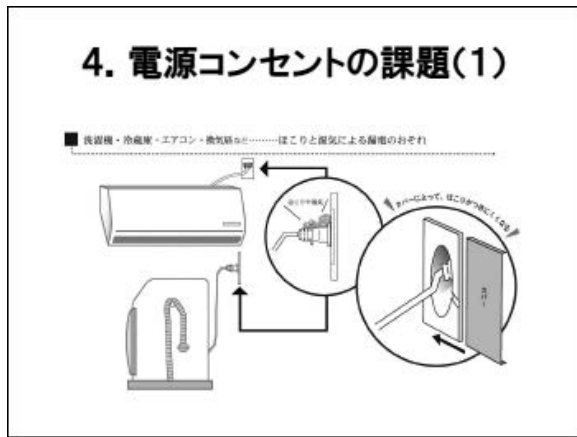
③ 事業ビジョン

支援対象企業の将来像を事業ビジョンとして記載した。支援対象企業の場合は、個人の住生活のサポートを基盤としながら、関連産業や地域のサポーターとなることを明示した。

④ 電源コンセントの課題

現在の電源コンセントにおける設置上、使用上の課題を記載した。支援対象企業の場合は、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、換気扇等の電源コンセントは、ほこりと湿気による漏電のおそれがあること等、3つの課題を明示した。





⑤ 商品コンセプト／商品の特徵

商品の特徵を記載した。支援対象企業の場合は、「コードを収納可能にしたことで、コードが邪魔にならず、狭い室内に限らず空間を有効に利用できること」、「雨や風にさらされることなくコードを収納して蓋をするので、屋外の電源コンセントに適していること」、「コードを収納して蓋をするので、壁面のデザイン性に優れていること」、「仮設住宅、一般住宅、野外コンセント等、室内・室外を問わず幅広く使用できること」を商品の特徵とした。

⑥ ニーズ調査

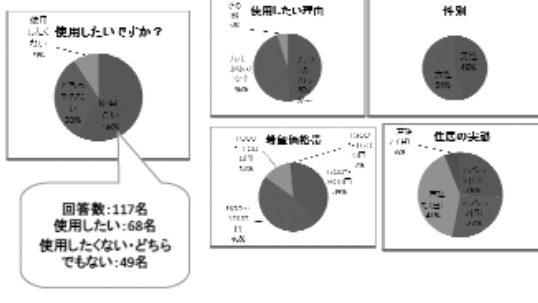
支援対象企業が商品化しようとする電源コンセントについて、アンケートを実施して、市場ニーズを探った。アンケートは、日本弁理士会事務局、復興プロジェクト実行委員会の委員、委員の事務所職員等を対象として、117名から回答を得た。その結果、使用したいとの回答が68名、使用したくない・どちらでもないとの回答が49名であった。

使用したい理由としては「カバーに模様、線も収納できるとさらによい」、「火災防止、外観が美しい」、「埃がかからないのでよい」、「賃貸マンションのため、家具、本棚を設置しやすい」、「コンセントほこり、湿気を防ぐことができる点がよい」との回答を得た。

特許活用チームでは、ニーズ調査結果に基づく市場予測を試みた。新築戸建、マンション戸数を母数として、アンケート結果のニーズ割合と価格帯から試算し、予測販売数をシェアとした場合における最小の売上と最大の売上を試算した。

6. ニーズ調査結果

■ニーズ調査(別添に基づくニーズ調査を行いました。)



★「使用したい理由」について

- ・カバーに模様、線も収納できるとさらによい
- ・火災防止、外観美しい
- ・埃がかからないのでよい
- ・賃貸マンションのため、家具、本棚を設置しやすい
- ・コンセントほこり、湿気を防ぐことができる点がいい

■ニーズ調査結果に基づく試算(市場予測)

新築戸建、マンション戸数を母数として、上記ニーズ割合と価格帯から試算します。

<試算条件>

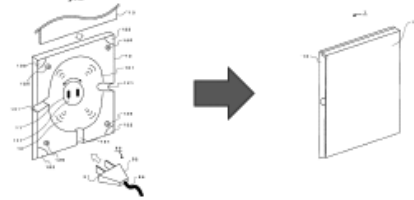
- ①新築戸建・マンション戸数 88万戸(H24年、国土交通省統計)
- ②ニーズが58%
- ③最少価格帯:500~800円

| シェア | 戸数 | 平均コンセント数 | ニーズ | 最少価格 | 最大価格 | 最少の売上(千円) | 最大の売上(千円) |
|-----|--------|----------|------|------|------|-----------|-----------|
| 1% | 880000 | 10 | 0.58 | 500 | 800 | ¥25,520 | ¥40,832 |
| 5% | 440000 | 10 | 0.58 | 500 | 800 | ¥127,600 | ¥204,160 |
| 10% | 880000 | 10 | 0.58 | 500 | 800 | ¥255,200 | ¥408,320 |

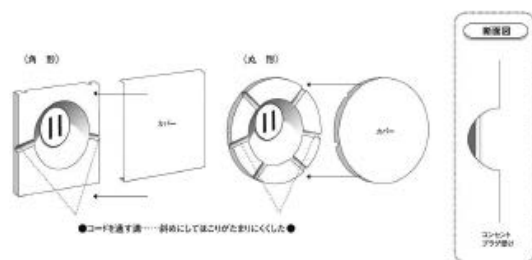
予測販売個数をシェアとして換算しています。
例えば、1%シェアで、8800個を販売したと仮定しています。

7. 商品戦略(えくぼコンセント)

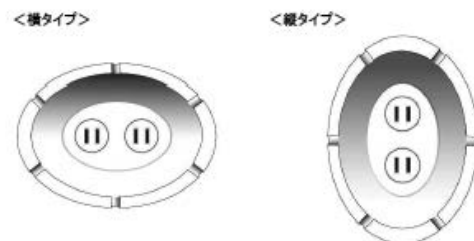
壁面に装着される埋め込み式の電源コンセントです。窪み部が凹曲面状に成形されているので、埃やゴミなどの付着がありません。コードが延長される下方に溝が形成されていますので、埃も入ることがありません。溝及び窪み部を開閉自在に蓋が取り付けられています。



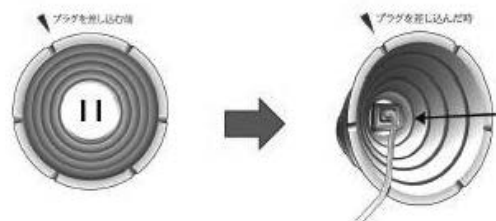
えくぼコンセント(基本タイプ)



えくぼコンセント (プラグ受けが2つタイプ)

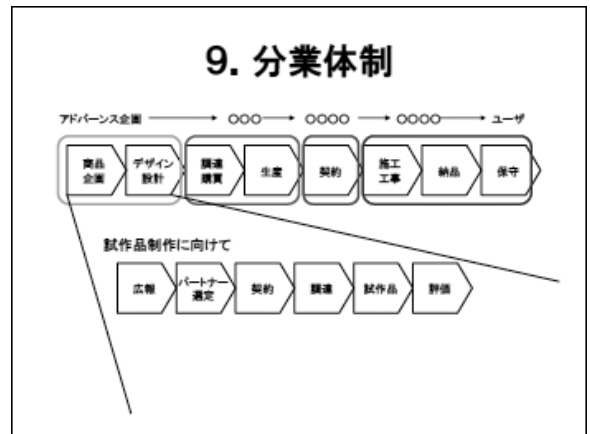
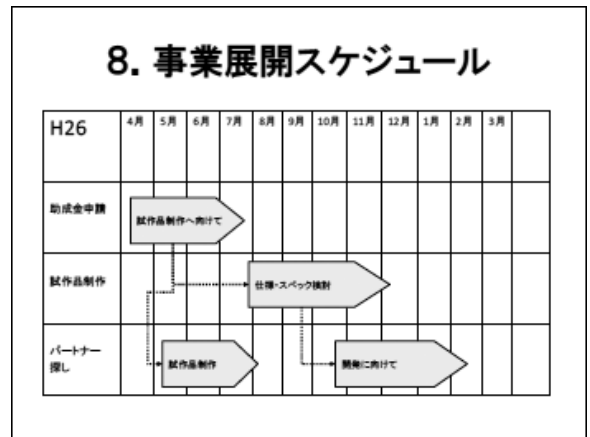
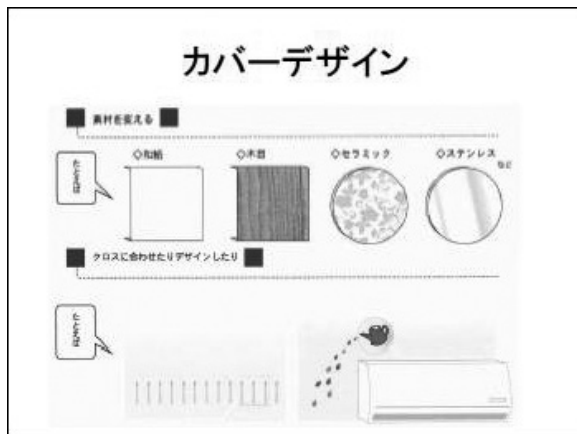


えくぼコンセント(へこむタイプ)



⑦ 商品戦略

支援対象企業の電源コンセントの商品バリエーションを記載した。商品名が「えくぼコンセント」であること、基本タイプ、プラグ受けが2つのタイプ、へこむタイプ、プラグ受けが回転するタイプ、カバーデザイン等の商品バリエーションを記載した。



⑧ 事業展開スケジュール

事業展開スケジュールとしては、当面、平成26年度の1年間で支援対象企業が実施すべきことをアクションプランとして記載した。支援対象企業に当面必要なものは、試作品の制作、助成金申請、試作品や開発のパートナー探しであることとした。

⑨ 分業体制

支援対象企業が電源コンセントを事業化する場合の分業体制について、バリューチェーンを示しながら、事業全体と試作品制作に向けて記載した。

(7) 助成金申請書作成支援の概要

特許支援チームでは、支援対象企業が所在する地方自治体（福島県や郡山市）や支援機関等（郡山テクノポリス推進機構）の助成金を調査し、支援対象企業の目的に合致しそうな助成金を4件リストアップした。リストアップした助成金の内容を精査し、最終的に1件の助成金申請を支援対象企業に提案した。

助成金申請は、申請書に事業計画書や事業内容説明書を添付しなければならないため、当該書類の作成支援を行った。平成25年度の特許活用支援で作成した支援対象企業の「埋め込み式の電源コンセント」に関する事業計画書の内容をエッセンスとしながら、助成金を受けようとするテーマの目的、内容、主要項目や取組内容、収支予算等の記載案を示した。また、支援対象企業は日本弁理士会の支援を受けていることも明記し、助成金を受けようとするテーマの期待度を強調した。

(8) 支援対象企業の感想

特許活用支援終了後、支援対象企業から次のコメントを頂いた。

「特許発明の商品化や事業化について、当初は何か

ら始めればよいか全く分からなかったが、事業計画書として必要事項を整理することによって、何をすべきかがよく理解できるようになった。今後は、この資料を活用して関係機関と話をし、商品化や事業化を更に推進していきたい。」

4. 今後に向けて

今回の特許活用支援は、取得した特許の実施品の事業化支援を目的としていたが、その最初の導入段階の支援を行ったにすぎない。しかし、事業計画書や助成金を活用して事業化に一步でも近づくことを期待している。

特許活用支援を通じて、小規模な企業は、事業に対して熱い想いがあっても、事業を進めるためのプロセスや実施事項に抜けや漏れがあることが多いことを改めて思い知らされた。そのため、特許活用支援

での支援プロセス、事業計画書や助成金申請支援の方法論は、他のケースにも活用することができると思う。

特許等の知的財産を活用するためには、企業のビジネスの進め方等を明確にしなければならない。ビジネスが明確になっていれば、活用する知的財産も自然に決まってくるものである。また、不足する知的財産権に気づくこともある。

今回の特許活用支援については、震災復興という枠組みで実施してきたが、事業計画書作成支援及び助成金作成支援については、一般の中小企業支援にも活用できるものであり、知的財産の専門家たる弁理士によるサポートは、知的財産の活用の観点から重要と考える。

(原稿受領 2015. 1. 22)

日本弁理士会の
『特許出願等援助制度』をご活用ください
～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

JPAA
Information

特許出願等援助制度とは？

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

援助対象者は？

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

援助の費用は？

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

援助の条件は？

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

利用の流れ

申請
↓
審査
↓
審査結果の通知
↓
援助が決定したら
弁理士の選定
↓
契約
↓
援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで

特許出願等援助制度